

第7章

計画の推進にあたって

第1章から第6章では、基本構想が掲げる「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」（まちづくりの基本理念）の実現に向けて市が取り組む政策を、分野ごとに記述してきました。

第7章は、第1章から第6章までの政策を着実に実施するための、市政・行政運営の考え方や推進方策について述べています。

第1章から第6章が本計画の6つの柱であるとするれば、第7章はそれらを支える土台であり、その成果は、市政全般にわたって実現されていきます。

〈現状と課題〉

わが国では『地域主権』を国づくりの大きなテーマとして位置付け、国から地方へ権限を移譲し、住民に最も身近な基礎自治体¹の役割を強めることにより、地域のことは地域に住む住民自らの判断と責任において取り組むことができる形に転換しようとしています。

本市においても、平成15年に中核市に移行し、権限の拡大による自立性の向上と推進体制の整備を進めてきました。今後は、基礎自治体への更なる権限の移譲や役割の拡大が予想される中、地域主権に対応した自主性・自立性の高い体制づくりを進め、地域の実情に合った市政を展開していくことが必要です。

また、本市は東京都心部に近い立地と生活利便性を大きな魅力として発展してきましたが、人口減少時代を見据え、将来的にも活力ある都市であり続けるためには、人々から積極的に「選ばれる都市」となる必要があります。

このため、市政運営の質を総合的に向上させて、市政に対する市民の満足度を高めるとともに、まちの活力となる交流人口²や定住志向の拡大を目指して、船橋の多彩な魅力を市民と共有し、市内外に発信することが必要となっています。

〈基本方針〉

〔めざすべき姿〕

地域主権に対応できる体制を確立し、地域の実情に合った質の高い市政運営を行うことで、本市の特性が活かされ、持続的な発展が可能となっている状態

〔施策の方針〕

中核市の権限を効果的に活用した政策展開や、都市内分権など地域主権の時代に即した自治の仕組みの検討、本市にふさわしい都市ブランド³の確立等を進めることにより、「選ばれる都市」を目指します。

¹ 基礎自治体：国の行政区画として最小の単位で、住民に最も身近な行政を担う市町村のこと。

² 交流人口：通勤・通学、買い物、レジャーなどでその地域を訪れる人のこと。その地域に住む人を意味する「定住人口」に対する概念。

³ 都市ブランド：市民や市外の人々が共通に抱く「〇〇らしさ」であり、他の都市と差別化された良好なイメージ。「住みたい、住み続けたい、行ってみたい」と思わせるなど、都市全体の価値を高めるもの。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
市政全体に対する市民の満足度 (平成23年度に意識調査実施)	－％ (平成23年度)	－％	市政全体について「満足」と思う市民の割合
船橋市への定住志向	47.2％ (平成21年度)	60％	船橋市に「住み続けたい」と思う市民の割合

《施策の方向》

施策1) 地域主権に向けた取り組みの推進

地域主権の進展に対応するため、義務付け・枠付けの見直し⁴、条例制定権の拡大、権限移譲などによる基礎自治体の権限を最大限に活用して、地域の実情に合った施策を展開していきます。

〔主要事業〕

- ・義務付け・枠付けの見直しに伴う地域の実情に合った条例の制定
- ・地域自治区（協議会）など都市内分権に関する研究
- ・全国市長会・中核市市長会が進める地域主権に向けた取り組みの推進

施策2) 都市ブランドの確立

まちの活力となる交流人口や定住志向の拡大を図るため、住み続けたい、住んでみたい、訪れたいと感じられ、選ばれる都市づくりに取り組みます。具体的には、船橋の様々な資源・歴史・文化・伝統等を活かした地域イメージを創造し、本市独自の都市ブランドを確立します。また、船橋の多彩な魅力を都市ブランドとして市内外に発信することにより、市民が誇りに思える、魅力ある都市づくりを推進します。

〔主要事業〕

- ・都市ブランドの確立に向けた取り組みの推進
- ・市の魅力に関する情報発信の強化

⁴ 義務付け・枠付けの見直し：国等による地方自治体に対する事務の処理又はその方法の義務付け等を見直すこと。なお「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けること（一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含む）。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うこと。

7-1-2 自律的・効率的で透明性の高い行政運営

《現状と課題》

本市では、これまで、事務事業の見直しや委託化の推進、民間活力の活用などの行政改革を実施し、効率的な行政運営に取り組むとともに、組織のスリム化や常勤職員数の削減（平成22年時点で平成12年比584人減の4,383人）にも努めてきました。

しかしながら、社会経済情勢の変化や、複雑・多様化する市民ニーズに対しては、これまで以上にきめ細やかな対応が求められていることに加えて、少子・高齢社会や地域主権の進展に伴い、今後とも行政需要は拡大し、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

こうした状況の中、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためには、継続的な組織の見直しや職員の資質・能力の向上を図り、環境の変化に適切に対応した自律的な行政運営を進めるとともに、事務の合理化・効率化等、計画的な行政改革を推進し、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用することが必要です。

また、総合計画や行政改革の進捗状況などの市政に関する情報を市民にわかりやすく伝え、透明性の高い行政運営を推進することが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

自律的な行政運営と、限られた行政資源の効率的・効果的な運用により、社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスが提供されている状態

〔施策の方針〕

行政サービスの質を高めるとともに、将来にわたって持続的にサービスを提供するため、効率的かつ柔軟な組織づくりと職員の総合的な資質・能力の向上に努めます。また、計画的に行政改革を進め、限られた行政資源で最大の効果を挙げることのできる、効率的・効果的な行政運営を行います。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
事業見直しの達成率 (平成24年度以降の行政評価による)	－％ (平成一年度)	100%	達成率＝見直した事業数/見直しが必要となった事業数

第7章 政策1 効率的で市民に分かりやすい行財政運営

効率的・効果的な行政運営に対する市民の満足度 (平成23年度に意識調査実施)	－％ (平成23年度)	－％	効率的かつ効果的に行政運営がなされていると感じる市民の割合
職員の対応に対する市民の満足度 (平成23年度にアンケート実施)	－％ (平成23年度)	70％ (仮)	窓口等での職員の接遇や対応に「満足」と答えた市民の割合

《施策の方向》

施策1) 適正な行政組織の確立と人材の育成

自律的な市政運営を可能とするため、スリムで効率的な組織体制を整えるとともに、変化の激しい時代に対応できる柔軟な組織をつくります。また、部門間の連携を強化し、いわゆる縦割り行政の解消に努めるとともに、情報の一元化を進めるなど全庁的な危機管理機能の強化を図ります。併せて、職員の専門実務能力や政策形成・実現能力のさらなる向上を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 効率的で柔軟な組織づくりと事務分掌の見直し
- ・ 全庁的な危機管理機能の強化
- ・ 外郭団体の経営健全化の推進
- ・ 勤務評定やキャリアプログラム⁵に基づく人材育成の推進

施策2) 行政改革の推進

限られた行政資源の中で、質の高い行政サービスを提供し続けるため、事務事業の見直し、委託化、民間活力の活用など、より一層の行政改革を推進します。具体的には行政評価（管理）システムの導入や市民ニーズを反映した施策・事業の実施、継続的な事務事業の見直し、市の役割の明確化と多様な主体によるサービスの提供など、行政資源の適正配分と行政運営の効率化を図ります。さらに、公共事業において、これまでの総合的なコスト削減を図る取り組みから、VFM⁶最大化を重視した取り組みへの転換を図り、総合的なコスト構造改善を推進します。

〔主要事業〕

⁵ キャリアプログラム：多様な職務を経験することによる能力開発。

⁶ VFM：(Value for Money) 経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通して、投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること。

- ・ 経営的な視点を取り入れた行政運営の仕組みの確立
- ・ 行政評価（管理）システムの構築によるPDCAサイクル⁷の確立
- ・ PFI⁸手法など民間活力の活用
- ・ 業務改善運動による職員の改革意識の醸成
- ・ 業務委託契約の一元化の推進
- ・ 公共事業のコスト構造改善の推進

施策3) 公正で透明性の高い行政運営

市民に開かれた、信頼される行政運営を行うため、総合計画や行政改革の進捗状況をはじめとした市政に関する情報を積極的に提供し、透明性の向上を図ります。また、個人情報保護及び内部統制⁹の整備・運用を行うとともに、監査機能を強化して、事務の適切な執行を確保します。

〔主要事業〕

- ・ 市民にわかりやすい施策の進捗状況・財政情報の開示
- ・ パブリックコメント制度の活用
- ・ 個人情報保護制度の推進
- ・ 内部統制の整備・運用
- ・ 監査機能の充実・強化

施策4) 行政サービスの向上

市の行政サービスに対する市民の満足度を高めるため、きめ細やかで質の高い窓口サービスを提供するとともに、パソコン等を使わない人々にも配慮をしつつ、ICT（情報通信・コミュニケーション技術）の利活用等による事務手続きの迅速化・簡素化等を通じて、利便性の向上を図ります。また、良質な社会資本の整備を通じ、豊かな市民生活を実現するため、公共工事の品質確保を推進します。

〔主要事業〕

- ・ きめ細やかで質の高い窓口サービスの提供
- ・ 事務手続きの迅速化・簡素化
- ・ 市民満足度調査の実施
- ・ 公共工事の品質確保の推進

⁷ PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。

⁸ PFI：(Private Finance Initiative) 公共施設の整備に際して民間資金を活用し、民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

⁹ 内部統制：組織内部において違法行為や不正、ミス等が発生を防止、業務を適正に遂行していくための体制や仕組みを構築すること。

7-1-3 安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立

《現状と課題》

本市の財政は、歳入に占める市税収入（自主財源）の割合が高く、市債等の借金も少ないなど比較的健全な状態です。しかし、人口規模に比した財政の規模は他の中核市に比べて小さく、また、歳出に占める経常的な経費（扶助費や人件費、公債費等）の割合が高いため、投資的な目的に使える経費が少ない状況です。

今後は、少子・高齢社会の進行により、税収の大きな伸びが期待しにくい一方で、社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれます。また、公共施設の老朽化に伴う大規模な修繕や建て替え等も必要になるなど、財政を取り巻く状況はより厳しくなるものと予想されます。

こうした状況の中、これまで、公平かつ適正な課税や収納体制の整備、有料広告の導入や市役所駐車場の有料化等に努めて来ましたが、将来にわたって安定的な行政運営を可能とするためには、引き続き行政改革を推進し、経常的な経費の抑制に努めるとともに、自主財源をはじめとする歳入の確保や、市が保有する資産の有効活用など、あらゆる手段を講じて財政基盤の強化を図ることが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

安定的な行政サービスの提供が可能な財政基盤が確立されている状態

〔施策の方針〕

厳しい財政状況のもとで必要な行政サービスを提供し、安定的な行政運営を行うため、歳入の確保や資産の有効活用を図ります。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
市税収納率	94.17% (平成21年度)	95%	収納率=収納済額/市税調定額

《施策の方向》

施策1) 歳入の確保

財源の確保と公平性の担保に資するため、公平で適切な課税を行うとともに、効率的・効果的な収納体制の整備、多様な収納方法の導入などの検討を進め、市税等の収入の確保に努め、収納率の向上を図ります。また、使用料等の適正化を図るとともに、広告料収入など新たな財源の確保に努めます。

〔主要事業〕

- ・ 課税対象の的確な把握
- ・ 公金徴収の一元化の推進
- ・ 多様な収納方法の導入
- ・ 使用料等の適正化
- ・ 新たな財源の確保に向けた調査・研究

施策2) 資産の効果的な活用

財源確保の一環として、未利用地の有効活用や売却、余裕がある施設の貸付など市有財産の活用を進めます。また、施設の計画的、効率的な管理を行うため、保全計画を策定します。

〔主要事業〕

- ・ 市有財産の有効活用
- ・ 公共施設の保全マネジメントの推進

7-2-1 広域的な連携の推進

《現状と課題》

本市と本市を取り巻く近隣自治体は、東京のベッドタウンとしての性格を持ち、人口急増都市として発展してきたという共通の背景から、急速な高齢化の進行など、類似の課題を抱えています。

また、本市には9路線もの鉄道が乗り入れ、駅を中心とした市街地が市域を越えて各所で発展しており、交通体制の整備や環境問題対策、医療サービスの充実や防災体制の強化など、市民の市政に対する要望は、多様化・広域化の傾向を強めています。

さらに、本市は平成15年に中核市に移行したことで、市としての自立性・総合性を高め、東葛飾・葛南地域の中核として周辺圏域をリードする役割も担っています。

こうした状況の中、近隣自治体との市域を越えた連携を強化し、共通課題に対応するとともに、国や関係自治体と連携・協力して、本市及び周辺圏域の発展や行政サービスの充実につながる取り組みを積極的に推進することが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市域を越えた連携や国・関係自治体との政策調整を進めることで、市民にとっての利便性の向上や課題の解決が図られ、効率的・効果的な行政サービスが行われている状態

〔施策の方針〕

広域的な課題に対応するため、都市間連携による取り組みを積極的に推進するとともに、国や関係自治体との政策調整を行い、本市の行政サービスの向上につなげます。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
関係自治体との連携事業数 (平成23年度に庁内調査を実施)	一件 (平成23年度)	一件	共同設置・運営、事務の共同処理、共同研究、市域を越えたサービス提供等の広域連携事業の件数

《施策の方向》

施策1) 都市間連携の推進

広域的な課題を効率的・効果的に解決するために、関係自治体で構成する各種の協議会などを活用し、連絡・調整を密にすることにより、災害時の協力や、公共施設の広域的な共同利用など、様々な分野での連携強化を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 地方団体との協議会等の活用
- ・ 近隣自治体との相互連携の強化

施策2) 国や関係自治体との政策調整の推進

国や関係自治体の政策及び計画・事業に関して、積極的に情報を収集し、本市の行政サービスの向上に向けて調整を図ります。また、広域的な問題の解決に当たって、国・県と連携し、相互協力を図るとともに、国・県事業の積極的な導入を図ります。さらに、役割分担と責任の明確化に基づき、国・県の責任において行うべき事業については、適切かつ迅速な対応を要望するとともに、役割分担に見合う財源措置を求めています。

〔主要事業〕

- ・ 国・県・市の役割分担の明確化と連携の強化

後期基本計画 個別計画一覧（第7章）

計画名	計画概要	計画期間	所管課
船橋市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画	公共工事の総合的なコスト縮減に関する取り組みについて定めた計画。	平成 13 年度～	技術管理課
船橋市公共事業コスト構造改革プログラム	公共事業のすべてのプロセスを、コストの観点から見直す取り組みについて定めた計画。	平成 17 年度～	技術管理課
船橋市公共事業コスト構造改善プログラム	公共事業のコストと品質の両面を重視した取り組みについて定めた計画。	平成 21～25 年度(5 年間)	技術管理課
(仮)船橋市公共建築物保全計画	公共建築物の短期及び中長期の保全計画。維持管理費用の平準化とライフサイクルコストの低減を図る。	平成 24 年度～	公共建築物保全課